第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

別表第４（第13条関係）

［第１　略］

第２

第１表

［表略］

注１　低速専用線二線式回線数の欄には、低速専用線（専用役務のうち伝送速度が64キロビット毎秒未満のもの。以下同じ。）であって二線式のものにつき記録することとし、低速専用線四線式回線数の欄には、低速専用線であって四線式のものにつき記録することとし、高速メタル専用線回線数の欄には、高速専用線（専用役務のうち伝送速度が64キロビット毎秒以上のもの。以下同じ。）であって第一種適格電気通信事業者の端末系伝送路設備にメタルケーブルを設置するものにつき記録することとし、高速光専用線回線数の欄には、高速専用線であって第一種適格電気通信事業者の端末系伝送路設備に光ケーブルを設置するものにつき記録すること。

２　ＡＴＭデータ伝送回線数の欄には、第一種適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続しＡＴＭ方式により符号の伝送交換を行うデータ伝送サービスの回線数を記録することとし、ＡＴＭ一心式専用線回線数の欄には、第一種適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続しＡＴＭ方式により符号の伝送交換を行う専用線サービスであって一心式のものにつき回線数を記録することとし、ＡＴＭ二心式専用線回線数の欄には、第一種適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続しＡＴＭ方式により符号の伝送交換を行う専用線サービスであって二心式のものにつき回線数を記録すること。

［第２表　略］

第３表

［表略］

注　ＡＤＳＬ地域ＩＰ回線数の欄には、第一種適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続する非対称デジタル加入者線の回線数を記録することとし、光地域ＩＰ回線数の欄には、第一種適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続する光回線の回線数を記録すること。

［第４表～第７表　略］

［第３　略］

別表第８（第15条関係）

第１　費用算定方式

費用区分	算定方式
［略］	［略］
緊急通報用専用線	Σ｛緊急通報用専用線回線数（距離帯別）×音声伝送専用線月額基本回線料（距離帯別）×12｝×一般専用収支率×端末回線コスト低減率×第一号基礎的電気通信役務対象通信比率

［第２　略］

別表第４（第13条関係）

［第１　同左］

第２

第１表

［表同左］

注１　低速専用線二線式回線数の欄には、低速専用線（専用役務のうち伝送速度が64キロビット毎秒未満のもの。以下同じ。）であって二線式のものにつき記録することとし、低速専用線四線式回線数の欄には、低速専用線であって四線式のものにつき記録することとし、高速メタル専用線回線数の欄には、高速専用線（専用役務のうち伝送速度が64キロビット毎秒以上のもの。以下同じ。）であって適格電気通信事業者の端末系伝送路設備にメタルケーブルを設置するものにつき記録することとし、高速光専用線回線数の欄には、高速専用線であって適格電気通信事業者の端末系伝送路設備に光ケーブルを設置するものにつき記録すること。

２　ＡＴＭデータ伝送回線数の欄には、適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続しＡＴＭ方式により符号の伝送交換を行うデータ伝送サービスの回線数を記録することとし、ＡＴＭ一心式専用線回線数の欄には、適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続しＡＴＭ方式により符号の伝送交換を行う専用線サービスであって一心式のものにつき回線数を記録することとし、ＡＴＭ二心式専用線回線数の欄には、適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続しＡＴＭ方式により符号の伝送交換を行う専用線サービスであって二心式のものにつき回線数を記録すること。

［第２表　同左］

第３表

［表同左］

注　ＡＤＳＬ地域ＩＰ回線数の欄には、適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続する非対称デジタル加入者線の回線数を記録することとし、光地域ＩＰ回線数の欄には、適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続する光回線の回線数を記録すること。

［第４表～第７表　同左］

［第３　同左］

別表第８（第15条関係）

第１　費用算定方式

費用区分	算定方式
［同左］	［同左］
緊急通報用専用線	Σ｛緊急通報用専用線回線数（距離帯別）×音声伝送専用線月額基本回線料（距離帯別）×12｝×一般専用収支率×端末回線コスト低減率×基礎的電気通信役務対象通信比率

［第２　同左］